

平成25年度

## 中小企業経営安定事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	商工観光部 商工振興課		担当者	田中		
根拠法令等	薩摩川内市補助金要綱					
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業		<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理	
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり		施策	商工業の振興		
			小施策	既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進		
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	商工費	項	商工費	目	
	事項	商工振興費		細事項	商工振興費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	補助金を支出し、市内の中小企業者の経営安定や負担軽減を図り、中小企業の経営体質の強化や人材育成等を図るもの。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内の中小企業者				
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	市内の中小企業者の経営安定や負担軽減を図り、中小企業の経営体質の強化や人材育成等を図る。				
	事業開始年度	平成16年度				
			指標名	目標値	目標年度	
活動指標	補助金の交付件数		-	-		
成果指標	各補助金等ごとに設定		-	-		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	86,847	89,778	125,200	120,000	120,000
	補助金	86,847	89,778	125,200	120,000	120,000
	中小企業元気づくり補助金	2,111	3,548	2,000	2,000	2,000
	緊急保証制度保証料補助金	5,611	3,050	4,000	4,000	4,000
	中小企業対策利子補助金	79,125	83,180	109,000	109,000	109,000
	中小企業災害復旧資金利子補助	-	-	200	-	-
	商工業者店舗改装費補助金	-	-	10,000	5,000	5,000
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	86,847	89,778	125,200	120,000	120,000
	要員配置状況	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
	職員	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	1,042件	1,162件	1,200件	1,200件	1,200件	
成果指標の推移	-	-	-	-	-	
特筆すべき事項等	特になし。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	<b>対象・手段の妥当性</b> <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	<b>市が関与すべき妥当性</b> <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
効率性	<b>事業費の削減余地</b> <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地がある <input type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	<b>要員配置の削減余地</b> <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
有効性	<b>成果の達成度</b> <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	<b>成果の向上余地</b> <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 景気の動向を注視していく。

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性    ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性    ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性    ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	商工観光部 商工振興課		担当者	田中					
事務事業名	中小企業経営安定事業								
根拠法令	薩摩川内市中小企業元気づくり補助金交付要綱								
補助経過年数	1年以上5年以下								
平成25年度 予算額	国県支出金		その他		一般財源	その他の内容			
	2,000 千円		千円		2,000 千円				
	指標名			目標値	目標年度				
成果指標①	利用実績			15件	平成27年度				
成果指標②	—			—	—				
補助対象者	市内で事業を営んでいる中小企業者								
補助対象経費	①社員研修経費 ②製品宣伝活動経費 ③研究開発経費 ④知的財産権申請経費								
補助対象事業・活動の内容	社員研修、製品宣伝活動費、研究開発、知的財産権申請を行った場合、実績額に応じて補助金を交付する。								
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他							
補助金額又は補助率	補助対象経費の1/2とし、各経費種類の限度額の範囲内とする。 ①社員研修経費10万円 ②製品宣伝活動経費30万円 ③研究開発経費 50万円 ④知的財産権申請経費70万円								
補助金額又は補助率の積算方法	上記に該当する経費による。(100円未満切り捨て)								
補助を受ける事業(団体)等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入			0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入			0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成			0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金		691,400	100.0%	2,110,200	100.0%	3,547,500	100.0%
		(前年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%
		計		691,400	100.0%	2,110,200	100.0%	3,547,500	100.0%
	支出	事業費		691,400	100.0%	2,110,200	100.0%	3,457,500	100.0%
		人件費			0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%
		計		691,400	100.0%	2,110,200	100.0%	3,457,500	100.0%
	支出計/前年度支出計					305.2%		163.8%	
自己資金/前年度自己資金									
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数			11件		13件		23件		
成果指標の推移①			11件		13件		23件		
成果指標の推移②			—		—		—		
特記すべき事項等	①商工団体等、各団体へ補助制度説明を行った。 ②補助対象、補助率等、補助内容の見直し意見が出されたが、適正であると認識している。 ③なし ④ ⑤発明協会や弁理士会へのPRや出前講座を行った。 ⑥最低限の要員で実施しており効果は高い。 ⑦なし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	中小企業者を支援することで、雇用や生産・商業活動の安定化が図られ、市民の福祉向上や利益増進に繋がっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 人材育成や商品開発等の具体的な目標達成に取り組んでいる中小企業者支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	中小企業者の「ものづくり」「ひとづくり」支援は、地域経済安定に必要不可欠であり、今後とも必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中小企業者への支援については、市内企業育成の観点から、行政が支援することが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助額等については、上限額を設けており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	経営基盤が弱い中小企業者の「ものづくり」「ひとづくり」支援は、地域経済安定に必要不可欠であり、一定期間継続する必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業の事業推進に繋がる施策であり、必要不可欠である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 中小企業育成や地域成長戦略分野の事業推進に繋がるため。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。

平成23年度 中小企業元気づくり補助金(実績・内訳)

No	業種	種別	対象額①	対象額②	申請補助額	交付決定日	番号	備考
1	機械工業	社員研修経費	28,000		14,000	平成23年7月4日	21	ポリテクカレッジ
2	精密機械器具	知的財産権申請経費	300,000		150,000	平成23年8月3日	29-1	特許
3	菓子業	知的財産権申請経費	13,900		6,900	平成23年8月3日	29-2	特許
4	精密機械器具	製品宣伝活動経費	669,375		300,000	平成23年8月3日	29-3	展示会
5	額縁・額装	製品宣伝活動経費	250,000		125,000	平成23年11月2日	40	展示会
6	加工販売	製品宣伝活動経費	189,000		94,500	平成23年12月12日	48-1	展示会
7	機械工業	社員研修経費 製品宣伝活動経費	13,200	1,812,300	306,600	平成23年12月12日	48-2	ポリテクカレッジ・展示会
8	機械工業	社員研修経費	52,800		26,400	平成24年2月2日	53	ポリテクカレッジ
9	機械工業	社員研修経費	34,200		17,100	平成24年3月2日	67-1	ポリテクカレッジ
10	運送業	社員研修経費	285,400	0	100,000	平成24年3月2日	67-2	中小企業大学校
11	額縁・額装	製品宣伝活動経費	367,250		175,000	平成24年3月21日	87-1	展示会
12	ピアノ販売	知的財産権申請経費	1,481,746		700,000	平成24年3月21日	87-2	特許・商標登録
13	加工販売	製品宣伝活動経費	189,540	0	94,700	平成24年3月30日	89	展示会
合 計					2,110,200			

平成24年度 中小企業元気づくり補助金(実績・内訳)

No	業種	種別	対象額①	対象額②	申請補助額	交付決定日	番号	備考
1	精密機械器具	知的財産権申請経費	253,700	347,500	300,600	平成24年5月8日	12	特許
2	精密機械器具	製品宣伝活動経費	1,300,950		300,000	平成24年6月4日	18-1	展示会
3	精密機械器具	製品宣伝活動経費	669,375		300,000	平成24年6月4日	18-2	展示会
4	生菓子製造業	社員研修経費	27,000		13,500	平成24年6月4日	18-3	中小企業大学校
5	生菓子製造業	社員研修経費	21,000		10,500	平成24年6月4日	18-4	中小企業大学校
6	ピアノ販売	知的財産権申請経費	847,204	822,990	700,000	平成24年7月4日	31	特許・商標登録
7	精密機械器具	製品宣伝活動経費	2,018,100		300,000	平成24年8月2日	35-1	展示会
8	物品賃貸業	社員研修経費	23,000		11,500	平成24年8月2日	35-2	中小企業大学校
9	精密機械器具	知的財産権申請経費	328,500		164,200	平成24年9月5日	39-1	特許
10	精密機械器具	知的財産権申請経費	39,000		19,500	平成24年9月5日	39-2	商標登録
11	食料品製造業	知的財産権申請経費	182,815		91,400	平成24年10月3日	50-1	商標登録
12	食料品製造業	製品宣伝活動経費	115,500		57,700	平成24年10月3日	50-2	製品宣伝
13	家具・装飾品製造業	製品宣伝活動経費	345,550		172,700	平成24年10月3日	50-3	製品宣伝
14	家具・装飾品製造業	知的財産権申請経費	145,200		72,600	平成24年11月2日	57-1	特許
15	ガス業	社員研修経費	46,000		23,000	平成24年11月2日	57-2	中小企業大学校
16	精密機械器具	製品宣伝活動経費	533,400		266,700	平成24年12月4日	68-1	製品宣伝
17	その他の水産 食料品製造業	知的財産権申請経費	301,235		150,600	平成24年12月4日	68-2	特許
18	生菓子製造業	社員研修経費	21,000		10,500	平成24年12月4日	68-3	中小企業大学校
19	食料品製造業	知的財産権申請経費	182,815		91,400	平成25年1月7日	80	商標登録
20	食料品製造業	製品宣伝活動経費		308,595	154,200	平成25年1月7日	80	製品宣伝
21	ガス業	社員研修経費	31,000		15,500	平成25年2月4日	85	中小企業大学校
22	家具・装飾品製造業	知的財産権申請経費	601,216		300,600	平成25年3月4日	99	特許
23	その他の水産 食料品製造業	知的財産権申請経費	41,700		20,800	平成25年4月10日	137	特許
合 計					3,547,500			

○薩摩川内市中小企業元気づくり補助金交付要綱

平成23年3月28日

告示第153号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、中小企業元気づくり補助金（以下「元気づくり補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者が、社員研修費等を支払った場合において、当該中小企業者の負担を軽減し、もって本市中小企業の経営体質の強化を図るため、当該中小企業者に対し、予算の範囲内において元気づくり補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社員研修費等 次に掲げるものをいう。

ア 社員研修費

川内職業能力開発短期大学校、川内技術開発センター、中小企業大学校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に係る経費（旅費及び研修負担金に限る。）で中小企業者が負担する額

イ 製品宣伝活動費

見本市又は展示会出店のブース費用及び機材のレンタル費用並びに出展に関するパンフレット経費で、中小企業者が負担する額（販売を伴うものは除く。）。)

ウ 研究開発費

大学等と共同で研究開発を行う費用で、中小企業者が負担する額

エ 知的財産権申請費

特許申請、実用新案登録、意匠登録、商標登録に係る費用で、中小企業者が負担する額

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち市内で生産・開発を行っている事業所

(元気づくり補助金の交付)

第4条 市長は、本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む中小企業

者が社員研修費等を支払った場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業者に対し、元気づくり補助金を交付する。

(元気づくり補助金の額)

第5条 市長は、前条の中小企業者が負担する社員研修費等の額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を元気づくり補助金として交付するものとする。ただし、次の各号に掲げる社員研修費等の区分に応じ、当該各号に定める額を補助の上限とする。

- (1) 社員研修費 10万円
- (2) 製品宣伝活動費 30万円
- (3) 研究開発費 50万円
- (4) 知的財産権申請費 70万円

(元気づくり補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、社員研修費等の支払いの根拠となる事務又は事業(以下「補助対象事業」という。)の終了の日の翌日から起算して1箇月以内に、中小企業元気づくり補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施の事実を証する書類
- (2) 補助対象事業実施に要する費用を証する書類

(元気づくり補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、元気づくり補助金を交付することが適当であると認めるときは、中小企業元気づくり補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(元気づくり補助金の請求)

第8条 決定通知書の交付を受けた者は、元気づくり補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に中小企業元気づくり補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(元気づくり補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該者に元気づくり補助金を交付するものとする。

(調査)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象事業に

係る経費の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

(決定の取消し又は元気づくり補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、元気づくり補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した元気づくり補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第12条 この元気づくり補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第13条 元気づくり補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、1年とする。

(効果の測定)

第14条 元気づくり補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、元気づくり補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱の一部改正)

2 薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱(平成22年薩摩川内市告示第138号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

3 この告示は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に補助対象事業が終了するものについて適用する。

所管部課名	商工観光部 商工振興課		担当者	田中				
事務事業名	中小企業経営安定事業							
根拠法令	薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	4,000千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	4,000千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	利用実績		—	平成27年度				
成果指標②	—		—	—				
補助対象者	市内で事業を営む特定中小企業者							
補助対象経費	緊急保証制度を利用した融資額500万円までの保証料							
補助対象事業・活動の内容	緊急保証制度を利用した融資額500万円までの保証料について補助。 (100円未満切り捨て)							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	緊急保証制度を利用した融資額500万円までの保証料について補助。 (100円未満切り捨て)							
補助金額又は補助率の積算方法	緊急保証制度を利用した融資額500万円までの保証料について補助。 (100円未満切り捨て)							
補助を受ける 過去3カ年の 決算状況 (団体)等の	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	5,670,500	100.0%	5,610,900	100.0%	3,050,000	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	5,670,500	100.0%	5,610,900	100.0%	3,050,000	100.0%
	支出	事業費	5,670,500	100.0%	5,610,900	100.0%	3,050,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	5,670,500	100.0%	5,610,900	100.0%	3,050,000	100.0%
	支出計/前年度支出計				98.9%		54.4%	
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数		47件		44件		24件	
成果指標の推移①		47件		44件		24件		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	①商工団体等、各団体へ補助制度説明を行った。 ②なし ③なし ④ ⑤なし ⑥最低限の要員で実施しており効果は高い。 ⑦なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	特定中小企業者を支援することで、雇用や生産・商業活動の安定化が図られ、市民の福祉向上や利益増進に繋がっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 国のセーフティネット制度に伴う市の補助制度であり、景気回復が見込めない場合は、当分の間、継続する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	特定中小企業者の安定は、地域経済安定に必要不可欠であり、今後も必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	経営安定の支援であるため、行政が支援することが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助額等については、上限額を設けており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	景気回復の兆しが出てきているが、地方経済は以前として厳しいため、当面は必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業対策利子補助金を受けられない中小企業者への支援であるため必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 地方経済が回復していないことや、川内原子力発電所1、2号機運転停止の影響が出ているため。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。

平成23年度セーフティネット補助金管理表

認定番号	該当	業種	借入額	資金区分	保証料	県補助金	対象保証料	申請額	番号
1	22 - 90	5号(イ) 一般貨物自動車運送業	79,800,000	銀行資金	3,072,300		3,072,300	192,400	11-1
2	22 - 88	5号(イ) 遊興飲食店	2,000,000	県制度資金	61,600	16,940	44,660	44,600	11-2
3	22 - 83	5号(イ) 自動車・自転車小売業	5,000,000	県制度資金	110,000	30,250	79,750	79,700	11-3
4	22 - 105	5号(イ) 家具・じゅうぶ・雑貨小売業	1,500,000	県制度資金	33,000	9,075	23,925	23,900	11-4
5	22 - 91	5号(ホ) その他の小売業	60,000,000	銀行資金	2,064,000		2,064,000	171,900	11-5
6	22 - 106	5号(ホ) 専門サービス業	5,000,000	県制度資金	110,000	30,250	79,750	79,700	11-6
7	22 - 104	5号(イ) 機械器具卸売業	2,000,000	県制度資金	61,600	16,940	44,660	44,600	11-7
8	22 - 99	5号(イ) 職別工事業	5,000,000	銀行資金	154,000		154,000	154,000	11-8
9	23 - 2	5号(イ) 職別工事業	3,000,000	県制度資金	71,775	18,150	53,625	53,600	11-9
10	23 - 4	5号(イ) 機械器具卸売業	5,000,000	県制度資金	167,475	42,350	125,125	125,100	16-1
11	22 - 108	5号(イ) 旅館・民宿・美容・浴場業	8,000,000	銀行資金	352,000	0	220,000	220,000	16-2
12	23 - 11	5号(イ) 各種商品卸売業	5,000,000	県制度資金	167,475	42,350	125,125	125,100	16-3
13	23 - 9	5号(イ) 総合工事業	20,000,000	銀行資金	423,500	0	423,500	105,800	22-1
14	23 - 10	5号(イ) 自動車整備業	2,000,000	県制度資金	47,850	12,100	35,750	35,700	22-2
15	23 - 8	5号(イ) 総合工事業	15,000,000	県制度資金	502,425	127,050	375,375	125,100	22-3
16	22 - 96	5号(イ) 総合工事業	110,000,000	銀行資金	4,840,000	0	4,840,000	219,900	22-4
17	23 - 15	5号(イ) 一般飲食店	1,500,000	県制度資金	35,887	35,887	26,813	26,800	22-5
18	23 - 12	5号(イ) その他の小売業	13,300,000	県制度資金	445,483	112,650	332,833	125,100	22-6
19	23 - 18	5号(イ) その他の小売業	13,000,000	銀行資金	622,050	0	622,050	239,200	28-1
20	23 - 24	5号(イ) 総合工事業	12,500,000	銀行資金	418,687	0	418,687	167,400	28-2
21	23 - 26	5号(イ) 医療業	10,000,000	銀行資金	334,950	0	334,950	167,400	34-1
22	23 - 3	5号(イ) 職別工事業	35,000,000	銀行資金	1,674,750	0	1,674,750	239,200	34-2
23	23 - 31	5号(イ) 総合工事業	5,000,000	県制度資金	105,875	30,250	75,625	75,600	34-3
24	23 - 32	5号(イ) 医療業	1,300,000	銀行資金	31,102	0	31,102	31,100	34-4
25	23 - 28	5号(イ) 飲料・たばこ・製菓製造業	7,000,000	県制度資金	234,465	59,290	175,175	125,100	34-5
26	23 - 35	5号(イ) その他の小売業	2,500,000	銀行資金	71,775	0	71,775	71,700	35-1
27	23 - 34	5号(イ) 他に分類されないその他の小売業	2,000,000	県制度資金	66,990	16,940	50,050	50,000	35-2
28	23 - 33	5号(イ) 職別工事業	5,000,000	県制度資金	125,125	42,350	125,125	125,100	35-3
29	23 - 37	5号(イ) 職別工事業	14,000,000	銀行資金	358,400	0	358,400	127,900	41-1
30	23 - 41	5号(イ) 設備工事業	10,000,000	銀行資金	478,500	0	478,500	239,200	41-2
31	23 - 45	5号(イ) 道路旅客運送業	7,000,000	銀行資金	234,465	0	234,465	167,400	47-1
32	23 - 42	5号(イ) 総合工事業	44,000,000	銀行資金	2,105,400	0	2,105,400	239,200	47-2
33	23 - 39	5号(イ) 設備工事業	3,500,000	県制度資金	103,757	29,644	74,113	74,100	47-3
34	23 - 53	7号 総合工事業	5,000,000	県制度資金	134,760	34,650	100,100	100,100	50
35	23 - 55	5号(イ) 道路貨物運送業	10,000,000	銀行資金	478,500	0	478,500	239,200	54-1
36	23 - 48	5号(イ) 不動産取引業	2,000,000	銀行資金	66,990	0	66,990	66,900	54-2
37	23 - 49	5号(イ) 不動産賃貸業・管理業	3,000,000	銀行資金	100,485	0	100,485	100,400	54-3
38	23 - 52	5号(イ) 飲食料品小売業	7,000,000	銀行資金	234,465	59,290	175,175	125,100	54-4
39	23 - 60	5号(イ) その他の小売業	4,500,000	銀行資金	150,727	0	150,727	83,700	70-2
40	23 - 57	5号(イ) 総合工事業	10,000,000	銀行資金	239,250	0	239,250	119,600	70-3
41	23 - 60	5号(イ) 遊戯飲食店	1,500,000	県制度資金	37,538	12,704	37,538	37,500	70-1
42	23 - 62	5号(イ) 総合工事業	5,000,000	銀行資金	167,475	0	167,475	167,400	88-1
43	23 - 59	5号(イ) 飲食料品小売業	20,000,000	銀行資金	957,000	0	957,000	239,200	88-2
44	23 - 63	5号(イ) 道路貨物運送業	20,000,000	銀行資金	957,000	0	957,000	239,200	88-3
	計		602,900,000		23,210,841	779,110	20,300,123	5,610,900	

平成24年度セーフティネット補助金管理表

認定番号	該 当	業種	借入額	資金区分	保証料	県補助金	対象保証料	申請額	番号
1	23 - 65	5号(イ) 総合工事業	25,000,000	銀行資金	957,000	0	957,000	191,400	11-1
2	23 - 60	5号(イ) 家具・じゅうりょう器・機械器具小売業	2,500,000	県制度資金	83,737	21,174	62,563	62,500	11-2
3	23 - 66	5号(イ) 職別工事業	12,000,000	県制度資金	401,940	101,640	300,300	125,100	11-3
4	23 - 64	5号(イ) 総合工事業	20,000,000	銀行資金	957,000	0	957,000	239,200	11-4
5	23 - 67	5号(イ) 保険業	1,000,000	銀行資金	23,925	0	23,925	23,900	17-1
6	24 - 2	5号(イ) 各種商品卸売業	2,000,000	銀行資金	66,990	0	66,990	66,900	17-2
7	24 - 1	5号(イ) 総合工事業	20,000,000	県制度資金	515,900	169,400	346,500	86,600	17-3
8	24 - 4	5号(イ) その他の教育・学習支援業	10,000,000	銀行資金	169,400	0	169,400	84,700	29-1
9	24 - 6	5号(イ) 道路貨物運送業	2,000,000	県制度	47,850	12,100	35,750	35,700	29-2
10	24 - 8	5号(イ) 食料品製造業	10,000,000	銀行資金	239,250	0	239,250	119,600	36-1
11	24 - 9	5号(イ) 道路旅客運送業	15,000,000	銀行資金	717,750	0	717,750	239,200	36-2
12	24 - 13	5号(イ) 総合工事業	10,000,000	県制度	334,950	84,700	250,250	125,100	49
13	24 - 17	5号(イ) その他の小売業	13,000,000	銀行資金	550,550	0	550,550	211,700	56-1
14	24 - 19	5号(イ) 道路貨物運送業	30,000,000	銀行資金	1,004,850	0	1,004,850	167,400	56-2
15	24 - 18	5号(イ) 総合工事業	80,000,000	銀行資金	2,371,600	0	2,371,600	148,200	56-3
16	24 - 21	5号(イ) 道路貨物運送業	22,200,000	県制度	552,863	139,804	413,059	93,000	56-4
17	24 - 29	5号(イ) 無床診療所	20,000,000	銀行資金	765,600		765,600	191,400	84-1
18	24 - 28	5号(イ) 他に分類されない木製品製造業	5,000,000	県制度	119,625	30,250	89,375	89,300	84-2
19	24 - 31	5号(イ) 一般土木建築工事業	20,000,000	銀行資金	478,500		478,500	119,600	138-1
20	24 - 33	5号(イ) 肥料・飼料卸売業	29,000,000	銀行資金	971,355		971,355	167,400	138-2
21	24 - 35	5号(イ) 土木工事業	10,000,000	銀行資金	239,250		239,250	119,600	138-3
22	24 - 34	5号(イ) 他に分類されないその他の小売業	2,000,000	県制度	66,990	16,940	50,050	50,000	138-4
23	24 - 22	5号(イ) 遊興飲食店	5,000,000	銀行資金	167,475		167,475	167,400	138-5
24	24 - 30	5号(イ) 金庫用金型・同部品・付属品製造業	7,000,000	県制度	234,465	59,290	175,175	125,100	138-6
25									
26	計		372,700,000		12,038,815	635,298	11,403,517	3,050,000	

○薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金交付要綱

平成23年3月28日

告示第152号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、緊急保証制度保証料補助金（以下「保証料補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市の区域内において事業を営む特定中小企業者が、セーフティネット対応資金に係る保証料を支払った場合において、当該特定中小企業者の負担を軽減し、もって本市特定中小企業者の経営安定を図るため、当該特定中小企業者に対し、予算の範囲内において保証料補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セーフティネット対応資金 鹿児島県が鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の規定により融資する資金のうち、セーフティネット対応資金をいう。

(2) 特定中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項に規定する特定中小企業者をいう。

(保証料補助金の交付)

第4条 市長は、本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む特定中小企業者がセーフティネット対応資金の借入に係る保証料を支払った場合において、必要があると認めるときは、当該特定中小企業者（以下「補助対象者」という。）に対し、保証料補助金を交付する。

(保証料補助金の額)

第5条 保証料補助金の額は、補助対象者が信用保証協会に支払った保証料の額とし、借入額500万円に対する保証料の額を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(保証料補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、保証料を支払った日の翌日から起算して1箇月以内に、緊急保証制度保証料補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し

なければならない。

(1) 信用保証協会が発行した信用保証決定通知書の写し

(2) 保証料支払いを証する書類

(保証料補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、保証料補助金を交付することが適当であると認めるときは、緊急保証制度保証料補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を当該補助対象者に交付するものとする。

(保証料補助金の請求)

第8条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、保証料補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に緊急保証制度保証料補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(保証料補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該補助対象者に保証料補助金を交付するものとする。

(調査)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者のセーフティネット対応資金に係る保証料の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

(決定の取消し又は保証料補助金の返還)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保証料補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した保証料補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第12条 この保証料補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第13条 保証料補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、1年とする。

(効果の測定)

第 1 4 条 保証料補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、保証料補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱の一部改正)

2 薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱（平成 2 2 年薩摩川内市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

所管部課名	商工観光部 商工振興課		担当者	田中				
事務事業名	中小企業経営安定事業							
根拠法令	薩摩川内市中小企業対策利子補助金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	109,000 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 109,000 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	利用実績		—	平成27年度				
成果指標②	—		—	—				
補助対象者	市内で事業を営んでいる中小企業者							
補助対象経費	・日本政策金融公庫(①普通貸付 ②小規模事業者経営改善資金 ③新創業融資制度) ・県中小企業融資制度 (①中小企業振興資金 ②小規模企業活力応援資金 ③特別小口資金 ④地球温暖化対策資金 ⑤かごしま産業おこし資金 ⑥観光かごしまよかところ資金)							
補助対象事業・活動の内容	市内で6ヶ月以上継続して事業を営む中小企業者が、商工会議所や商工会から斡旋を受け、補助対象資金を借り入れた場合の利子について補助を行う。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	対象資金の融資額1,000万円までの利子(100円未満切り捨て)							
補助金額又は補助率の積算方法	対象資金の融資額1,000万円までの利子(100円未満切り捨て)							
補助を受ける事業(団体)等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	64,937,700	100.0%	79,124,600	100.0%	83,179,100	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	64,937,700	100.0%	79,124,600	100.0%	83,179,100	100.0%
	支出	事業費	64,937,700	100.0%	79,124,600	100.0%	83,179,100	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		64,937,700	100.0%	79,124,600	100.0%	83,179,100	100.0%	
支出計/前年度支出計				121.8%		105.1%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		799件		985件		1,115件		
成果指標の推移①		799件		985件		1,115件		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	①商工団体等、各団体へ補助制度説明を行った。 ②なし ③なし ④ ⑤なし ⑥最低限の要員で実施しており効果は高い。 ⑦なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	中小企業者を支援することで、雇用や生産・商業活動の安定化が図られ、市民の福祉向上や利益増進に繋がっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	中小企業者の安定は、地域経済安定に必要不可欠であり、今後も必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	経営安定の支援であるため、行政が支援することが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助額等については、上限額を設けており現在のところ妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	景気回復の兆しが出てきているが、地方経済は以前として厳しいため、当面は必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業者への経済対策は、金融支援が重要であると考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次) 結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 リーマンショック以降、経済対策として補助率(30%→100%)や融資限度額の見直しを行っているため、景気回復が見込まれる場合は、見直す必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

平成23年度中小企業対策利子補助金

商工会名		申請件数	申請事業者数	借入額	利子額	補助額	
入来支所	金融公庫	59	40	447,450,000	5,045,677	4,147,200	6,372,600
	他金融機関	19	16	217,500,000	3,301,033	2,225,400	
高城支所	金融公庫	35	27	192,800,000	2,429,609	2,068,800	2,484,300
	他金融機関	3	3	30,000,000	415,587	415,500	
東郷支所	金融公庫	25	20	180,220,000	2,270,782	1,830,500	2,889,900
	他金融機関	16	15	118,270,000	1,252,377	1,059,400	
樋脇支所	金融公庫	51	41	280,700,000	3,662,727	3,026,100	5,024,900
	他金融機関	17	13	160,500,000	2,450,468	1,998,800	
祁答院支所	金融公庫	24	18	143,500,000	1,681,103	1,471,500	1,471,500
	他金融機関	0	0	0	0	0	
里支所	金融公庫	30	21	291,100,000	3,675,229	2,534,600	2,534,600
	他金融機関	0	0	0	0	0	
上甑支所	金融公庫	20	16	165,100,000	2,089,600	1,365,200	1,617,700
	他金融機関	2	1	16,000,000	313,009	252,500	
下甑支所	金融公庫	34	23	147,700,000	1,690,063	1,561,500	1,896,000
	他金融機関	5	5	61,500,000	800,840	334,500	
		340	259	2,452,340,000	31,078,104	24,291,500	

川内商工会議所

政策金融公庫	普通貸付	383	294	3,517,470,000	41,130,708	30,720,000
	経営改善貸付	37	34	160,500,000	1,544,430	1,532,000
他金融機関	鹿銀(大小路)	2	2	31,800,000	588,417	207,600
	鹿銀(川内)	23	21	293,600,000	4,666,929	2,420,700
	鹿相信(川内中)	43	36	276,500,000	4,654,457	4,278,500
	鹿相信(大小路)	18	17	129,500,000	2,131,535	1,784,100
	鹿相信(平佐)	33	28	174,600,000	2,382,782	2,179,200
	鹿相信(隈之城)	19	17	135,900,000	2,261,027	1,917,300
	宮崎太陽銀行	6	6	43,000,000	479,213	478,800
	熊本ファミリー	4	4	23,300,000	430,091	429,800
	鹿信金(川内)	5	5	32,200,000	802,189	641,400
	南日本銀行	44	38	456,300,000	6,735,216	4,985,600
宮崎銀行	28	25	276,700,000	4,327,002	3,258,100	
		645	527	5,551,370,000	72,133,996	54,833,100

合計 985 8,003,710,000 利子補助合計 79,124,600

政策公庫	698	50,257,400	64%
金融機関	287	28,867,200	36%
合計	985	79,124,600	

創業・チャレンジ補助金

川内商工会議所	保証料	578,100			
追加	12件(新規5件) 利子補助	932,200	54,100,000	合計	1,829,700
	2件(新規2件) 保証料	319,400			
創・チャ合計 1,979,100					
薩摩川内市商工会(入来)	保証料	95,800			
	1件 利子補助	53,600	3,000,000	合計	149,400

81,103,700  
(創・チャ+利子補助合計)

平成24年度中小企業対策利子補助金

商工会名		申請件数	申請事業者数	借入額	利子額	補助額	
入来支所	金融公庫	56	43	452,550,000	5,634,329	4,453,000	7,135,200
	他金融機関	23	17	262,200,000	479,332	2,682,200	
高城支所	金融公庫	37	25	226,600,000	1,821,694	1,640,000	1,819,000
	他金融機関	3	3	22,000,000	179,243	179,000	
東郷支所	金融公庫	29	23	210,020,000	2,511,445	2,094,400	3,324,200
	他金融機関	16	15	110,270,000	1,694,973	1,229,800	
樋脇支所	金融公庫	56	36	381,000,000	4,066,482	3,038,300	5,397,600
	他金融機関	23	16	205,000,000	2,605,682	2,359,300	
祁答院支所	金融公庫	23	19	188,700,000	1,435,844	1,115,600	1,335,600
	他金融機関	1	1	15,000,000	330,148	220,000	
里支所	金融公庫	35	25	366,350,000	3,634,738	2,276,200	2,276,200
	他金融機関	0	0	0	0	0	
上甌支所	金融公庫	18	13	149,100,000	1,766,667	1,090,900	1,271,800
	他金融機関	2	1	16,000,000	226,339	180,900	
下甌支所	金融公庫	33	27	173,000,000	2,076,163	1,629,800	2,134,000
	他金融機関	9	8	905,000,000	1,332,469	504,200	
		364	272	3,682,790,000	29,795,548	24,693,600	

川内商工会議所

金融機関	申請件数	申請事業者数	借入額	利子額	補助額
政策金融公庫 普通貸付	440	343	3,832,670,000	45,040,638	33,509,700
経営改善貸付	27	25	123,200,000	1,360,760	1,337,600
他金融機関 鹿銀(大小路)	5	5	81,800,000	812,307	451,900
鹿銀(川内)	29	25	36,300,000	5,370,152	2,835,600
鹿相信(川内中央)	55	43	351,950,000	4,381,460	3,984,800
鹿相信(大小路)	23	22	200,500,000	2,541,896	1,977,200
鹿相信(平佐)	51	39	346,000,000	3,748,767	3,403,700
鹿相信(隈之城)	24	20	212,400,000	2,676,578	2,264,000
宮崎太陽銀行	7	7	50,000,000	326,558	326,300
熊本ファミリー	5	5	33,300,000	359,558	359,500
鹿信金(川内)	8	8	42,800,000	877,040	712,400
南日本銀行	52	45	487,300,000	6,441,565	5,056,000
宮崎銀行	25	20	237,800,000	2,956,874	2,266,800
	751	607	6,036,020,000	76,894,153	58,485,500

合計 1,115 9,718,810,000 利子補助合計 83,179,100

政策公庫	754	52,185,500	63%
金融機関	361	30,993,600	37%
合計	1,115	83,179,100	

創業・チャレンジ補助金

川内商工会議所	保証料	1,156,700			
20件(新規8件)	利子補助	1,545,900	107,600,000	合計	2,702,600
					創・チャ合計
					2,902,100

薩摩川内市商工会(入来)

1件 利子補助 55,700 3,000,000 合計 55,700

薩摩川内市商工会(東郷)

保証料 98,600  
1件 利子補助 45,200 3,000,000 合計 143,800

86,081,200  
(創・チャ+利子補助合計)

○薩摩川内市中小企業対策利子補助金交付要綱

平成16年10月12日

告示第79号

改正 平成19年3月28日告示第126号

平成20年4月1日告示第179号

平成20年10月1日告示第552号

平成20年12月26日告示第728号

平成22年3月30日告示第145号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、中小企業対策利子補助金（以下「利子補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第1条の2 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者等が、制度資金等の融資を受けた場合において、当該中小企業者等の負担を軽減し、もって本市中小企業の経営体質の強化を図るため、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において利子補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 制度資金等 次に掲げるものをいう。

ア 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく株式会社日本政策金融公庫が取り扱う普通貸付（1,000万円を限度とする。）、小規模事業者経営改善資金及び新創業融資制度

イ 鹿児島県が鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の規定により融資する資金のうち、創業支援資金、新事業チャレンジ資金及び商店街活性化資金を除く資金（1,000万円を限度とする。）

ウ 中小企業者等が、その保証債務の弁済に充てるため、川内商工会議所経営安定特別相談室の調停に基づき、金融機関から融資を受けている経営安定資金のうち市長が認めるもの

(2) 中小企業者等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定

する中小企業者のうち、前号ア又はイに規定する制度資金等の融資を受ける資格を有するもの

イ 商店街全体の振興のために運営されている組合

(3) 取扱金融機関 制度資金等の融資事務を取り扱う市内の金融機関をいう。

(利子補助金の交付)

第3条 市長は、本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む中小企業者等が制度資金等の融資を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業者等に対し、利子補助金を交付する。

(利子補助金の交付期間)

第4条 利子補助金を交付する期間は、中小企業者等が制度資金等の融資を受けた日（当該融資に係る申込みをし、当該融資に係る決定の通知を受けた日をいい、以下「融資決定日」という。）の属する月の翌月から起算して3年（以下「交付期間」という。）を限度とする。

(利子補助金の額)

第5条 利子補助金の額は、交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間（以下「計算期間」という。）において、制度資金等の融資を受けた中小企業者等（以下「補助対象者」という。）が当該制度資金等を償還する場合に取扱金融機関に対して支払う利子（制度資金等に係る融資利率により算出する利子で、交付期間中に支払うものをいい、延滞利息は含まない。以下同じ。）の合計額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(利子補助金の交付申請)

第6条 利子補助金の交付を受けようとする補助対象者は、融資決定日の翌日から起算して1箇月以内に、中小企業対策利子補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、薩摩川内市をその地区とする商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出しなければならない。

(1) 取扱金融機関が制度資金等の融資に際し補助対象者に発行した手形、証書等制度資金等の融資金額、融資利率、償還期間、償還方法等その事実を証する書類

(2) 制度資金等に係る償還計画書

(3) 市税の完納証明書

2 商工会議所等は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当で

あると認めるときは、交付申請書に中小企業対策利子補助金交付に係る推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

（利子補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請書及び推薦書を受理したときは、その内容を審査し、利子補助金を交付することが適当であると認めるときは、中小企業対策利子補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を当該補助対象者に交付するものとする。この場合において、利子補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（利子補助金の請求）

第8条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、利子補助金の交付を請求しようとするときは、計算期間満了後2箇月以内（当該計算期間中に交付期間が満了する月があるときは当該月の翌月中）に、中小企業対策利子補助金交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、商工会議所等を経て、市長に提出しなければならない。

- （1） 当該期間中における利子の支払状況を証する書面
- （2） 決定通知書の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利子補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該補助対象者に利子補助金を交付するものとする。

（調査）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者の制度資金等に係る利子の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は利子補助金の返還）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 利子補助金の交付決定の際に付した市長の条件に違反したとき。
- （2） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。
- （3） 制度資金等に係る利子の支払を3箇月以上遅延しているとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第12条 この利子補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第13条 利子補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 利子補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、償還計画に対する償還の実績その他中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、利子補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の川内市中小企業対策利子補助金交付要綱（昭和61年川内市告示第53号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月28日告示第126号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第179号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成20年度に交付する利子補助金から適用する。

附 則（平成20年10月1日告示第552号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日告示第728号）

この告示は、平成21年1月1日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成20年度に交付する利子補助金から適用する。

附 則（平成22年3月30日告示第145号）

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市中小企業対策利子補助金交付要綱の規定は、施行日以後の融資に係る中小企業対策利子補助金（以下「利子補助金」という。）について適用し、同日前の融資に係る利子補助金については、なお従前の例による。